【 会 議 録 】(概要)

日時	令和3年8月4日(水) 午前11時30分~16時30分
会議名	越谷市立小中一貫校整備事業における第1回越谷市PFI事業者選定審査会
場所	中央市民会館 5 階 特別会議室
議題	1 報告事項 (1) 越谷市立小中一貫校整備 P F I 事業の概要、市場調査結果について (2) 実施方針について (3) 要求水準書(案) について (4) 選定審査会のスケジュールについて 2 協議事項 (1) 評価の方法(案) について (2) 落札者決定基準(案) について
出席者	【委員】 積田会長、栁澤副会長、髙橋委員(3名) 【事業所管部】 岡本学校教育部長、紺野学校管理課長、齋藤学校管理課調整幹、 青木学務課長兼小中一貫校整備室長、岡田小中一貫校整備室主幹、 石堂小中一貫校整備室主幹、コンサルタント4名(10名) 【事務局】 永福行財政部長、會田公共施設マネジメント推進課長、 堤公共施設マネジメント推進課副課長、 梅津公共施設マネジメント推進課主事(4名)
資料等	別添のとおり
内容	会議録(要旨)のとおり

●決定事項等

- ・会議については非公開とする。ただし、会議内容等については、事業者の選定に不利益が生じないよう公開時期等に注意しつつ、可能な部分について後日公開することとする。
- ・評価の方法(案)については、評価の段階の設定方法は「4段階」、委員間での評価 結果のばらつきの取扱い方法については「合議を取り入れた個別評価方式」とし、確 定とする。
- ・落札者決定基準(案)については、意見をいただいた点について検討、文言等を修正 し、次回審査会にて引き続き協議する。

会議録 (要旨)

司会:公共施設マネジメント推進課 會田課長

1 開会

2 会長及び副会長の選出

・会長に積田委員、副会長に柳澤委員が選出された。

3 諮問

・高橋市長から積田会長に諮問を行った。

4 報告事項

・議事に入る前に、会議の公開・非公開について事務局から説明を行った。

(説明要旨) 会議については、事業者の選定を行うことから、非公開とする場合の理由である越谷市情報公開条例第7条第5号の「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの」に該当すると考えられる。そのため、会議は非公開とし、会議内容については、事業者の選定に不利益が生じないよう公開時期等に注意しつつ、可能な部分について公開する扱いとしてまいりたい。

決定事項

会議については非公開とする。ただし、会議内容等については、事業者の選定に不利益が生じないよう公開時期等に注意しつつ、可能な部分について後日公開することとする。

(1) 越谷市立小中一貫校整備 P F I 事業の概要、市場調査結果について

・本事業の事業規模やPFI事業の業務内容、また市場調査の結果について、資料1 及び資料2に基づき学校教育部から説明を行った。

質疑・応答

- (委員) 資料の2、市場調査結果の概要についてという部分について、調査対象企業はいずれも近年の小中学校整備に係るPFI事業の実績を有するということになっているが、これは何か地域的な配慮というのはあるのか。また具体的に近年とは何年くらいか。
- (コンサル) 過去10年間位でPFI事業の実績のある、関東の事業者を抽出させていただいた。
- (委員) 市場調査結果の意見として、要求水準書では民間事業者へのマーケットサウンディングの実施や、柔軟かつ幅広い提案ができる要求水準書への希望が見られる。要求水準書は結構重要になると思うが、スケジュールを見ると公表は10月1日となっている。これはあくまでも作成段階では民間事業者へのヒアリング等は入れずに公表し、その後、事業者との対話をして変更するのはあり得るか。
- (学校教育部)要求水準書(案)を出した後に説明会を開催したり、個別対話を受け つけるということは想定している。
- (委員) では要求水準書はあくまでたたき台を出すという意味で、それが変更 するという可能性は十分あるという理解でよいか。最近個別の事業者 と交渉していくというような手法も一般的になってきているが、その 可能性もあるか。
- (学校教育部) 個別対話ということで、一応日にち等の設定をしてやっていく予定でいる。

(2) 実施方針について

・実施方針について、参考資料2に基づき学校教育部から説明を行った。

質疑・応答

- (委員) 2ページのICT設備に関する整備は市で実施予定ということだが、 これは維持管理等に関してもSPCと別に、市が直接実施するという ことか。
- (学校教育部) 現在、市内45校のICT関係については、既に例えば1人1台のタ ブレット端末や、公務に使う教職員用のコンピューター、またそのネ ットワーク環境等のサービスは全て市で行っている。この3学園だけ 単独になってしまうと、維持管理がネットワークの構成からしても難

しく、教育上の意味も極めて薄くなってしまうため、それは建物の引き渡しを受けた後に本市で独自にネットワークの設備、施設等を設置し、維持管理も行っていく方向で考えている。

のネットワーク関係と2種類あり、それぞれ管理業者に委託している。

- (委員) 教育だけではなく、学校の教員の色々な管理、場合によっては環境の 空調等、全部市でコントロールする予定か。
- (学校教育部)空調は入っていない。教職員の勤務に関すること、児童生徒の管理に 関すること、教育内容に関すること、これがメインになっている。 ネットワークは教職員中心のネットワーク環境と、子供の周りの中心

(委員) なぜPFI事業で整備するメリットがあるかということに関してはあまり資料に記載がなかったが、特に今回の場合は学校以外の民間施設が組み込まれているわけではなく、複合化していないため、なぜPFIや官民連携の方法をとるのか、ICTの部分も工夫の余地があると思う。それを直接市が実施するということになると、なかなか民間業者のインセンティブが働きにくい部分はあると思う。

- (委員) まず複合学校を建てて、施設の維持メンテナンス等を企業にやってもらうという管理をメインに考えているのだと思うが、それこそ市内初の取組ということで、施設はもちろん大事だが、小中一貫校としてのより特徴的な取組を推進する部分に関して、この事業者がどのぐらい関与できるのかが今の資料では全く分からない。むしろ初の取組なのであれば、そういう面もどんどん事業者に提案させるという手も考えられる。市がやりますよということで線引きをしてしまうことによって、事業者が積極的な提案をすることを制限してしまう可能性はないのか、少し懸念される。経費の負担の話はあるかもしれないが、むしろ積極的に市が何をやろうとしているのかという情報を提供し、それに対して事業者がプラスアルファの提案でどういうものができるのかというのを考えていただくと、よりよいサービス提供をしてもらえるのではと思う。そこをどう整理していくかは少し検討していただいたほうがいいと思う。
- (委員) 民間事業者の創意工夫が生かせるかが出ていないと、サービスを引き 出しにくいというところがある。
- (委員) 事業期間について、事業契約締結日から令和22年3月31日までと

いうことで、設計して建てて、供用開始まで結構かかるけれども、供用開始が令和8年度からということで、それが22年度までで終わるというのは比較的短いという印象を受けるが、この事業期間設定についての考え方は。せっかく機能的なものを建てて15年で終了し、携われた事業者が変わるというのは、メリットを生かし切れるか。

- (学校教育部) 建物そのものの耐用年数は50年以上あるが、設備機器の耐用年数が上限13年位で、そこまではしっかりやっていただくというのは一つの目安としている。あとは金利の関係で長期になると当然高額になってくるので、色々な面を判断しながら、15年が妥当かと示したところはある。
- (委員) むしろ設備の取替え更新時期であるとか、メンテナンスの工夫などに よって、寿命を長期間延ばすとか、もっとコストメリットが出るよう な形で、なおかつ品質もきっちりと維持できるような形の維持管理の 工夫ができる余地もあると思うが、どう考えるか。
- (学校教育部) 越谷市でPFI事業として一番最初に行った事業が越谷斎場だが、大体20年で、民間施工、維持管理を行っている。その後学校のPFI事業でエアコンを設置しているが、機器そのものが大体13年ぐらいしかもたないのでその期間にしており、そういったことを参考に15年ということで示している。
- (委員) 学校のPFIの期間は15年というのがポピュラーだと思うが、ちょうど初期に行った調布市の小学校のPFI事例が大体平成15年からで、それが終わって評価された際に行ったことがあり、図書館とかプールを民間事業者で行って学校のプールではある程度利益を出しているが、15年終わって自治体へ返されてしまうと、それはそれで結構困っているという話を聞いた。15年やったけれども、その段階で次の事業者は誰もなく、市がPFIではなく普通の管理を行うことになった。ただ、あちこち傷んでいて相当コストがかかり、必ずしもメリットが出ていないところもあるようなので、15年の意味、その後どうするかも含めて、その段階である程度元に戻す等の契約をやっておかないと、後で終わって返すときに越谷市が困ってしまうこともあると思うので、先のことを少し想定されていたほうがいいと思う。ちょうど初期の事業が大体終わっている状況なので、場合によっては自治

体にも伺って、一度確認しておいたほうがいいかもしれない。

- (委員) むしろ長期間にわたって、それこそ建物をある程度使い切る程度の期間を、きっちりメンテナンスしてもらうというのも一つの考え方かと思う。
- (委員) 大規模修繕は市の負担だと思うが、通常の維持管理業務はいいとしても、経年劣化に対してどのように契約上持っていくのかを考えておかないと、意外とその次の段階で負担が増えることもあると思う。要求水準もそういうところを含めて契約をしていくのか。当然15年ぐらい経つと、学校の場合クラス数が変わる等の変動要因も多いので、長期にすると、その段階の変化に対してどう対応できるか。別のPFIの事例だと、急に学年、クラスが変動して、そちらに対しては契約外だったので、ここはPFI、SPCの外でやって、そうすると同じ学校の中でこっちの備品は直轄でやる、こっちはSPCといった事態も起こるとは思う。だから、そこの要求水準自体の柔軟性は入れておかないと、あまり硬直的にやるとやたらに面倒くさくなる。
- (学校教育部) その点は課題だと思っているところで、まさに(仮称)川柳学園については旧の南中の校舎をそのまま川柳中学校として使い、同じ敷地内に高学年棟等を使い、これはPFI事業で行う。一方は、既存の維持管理業務、一方はPFIで行う維持管理業務、これをどう入札するかというのは課題だと思っている。例えば同じ電気にしても、同じキュービクルを使って、そこから引っ張っていったときに、その維持管理はどこからどこまでと明確にできるのか。いい案があればお教えいただきたい。
- (委員) 給食にしても、こっちは子供たちだけが手伝う、家具もこっちの家具 は向こうに使えない、等いろいろ出てくるので、そこは柔軟に考えて おかないといけない。

(学校教育部) まだまだ検討する余地はあるかもしれない。

(委員) 今の時点で川柳学園の既存部分は何年ぐらいたっているのか。

(学校教育部)既存のほうで一番古いのは40年代に造っておりますので、50年近く。増築棟は、去年造ったのがある。現南中学校の敷地内の建築物については、今、維持管理が切実な問題になっていて、それが大体50年ぐらいになる。

- (学校教育部) この実施方針上は、川柳学園についての維持管理は含める形にしているのですが、今のお話などを伺っていると、これは抜いた形で、通常どおりの維持管理の方向性、市が直轄でやるような形にしておいたほうがむしろよいのではないかというご意見と伺った。
- (学校教育部)また児童生徒数については、本市としては非常に悩みの種で、今このレイクタウンエリアから始まる3学園の部分の学校は、小学校5校、中学校2校ですが、ここは増えている。ところが、市内の小学校残り30校中25校については、大部分は減少の傾向に入っていて、まさに東京からの距離感、また駅からの距離感等々によって左右されている。今後それが蒲生学園等についても15年というスパンならまだしも、それが30年、50年というスパンになってくると、減少の可能性は極めて高い。本市全体の人口も、第5次の総合振興計画では来年度が一応ピークという考え方になっている。そう考えると、確かにロングスパンにすることによって、PFI事業ということの目的については非常に有効に考えていただける部分もあると思うが、ショートスパンで考えていったほうが、フレキシブルな対応は可能だというふうに考えている。
- (委員) この辺のところは意見を提出いただいて、先ほどの2ページICT設備に積するところ、実際に市でやるとしても、提案の段階では多少提案してもらってもいいような気がする。

(学校教育部) どういう形でできるか、検討する。

(委員) 最後にリスク分担表だが、実際はいろいろなケースを想定して、どういう内容でどちらの責任とか、きちっと作成する必要がある。この表だけでは理解できない。うまく整合していないと、事業者との対応で、かえって市の負担が増える。

(学校教育部) こちらについても整理する。

(3)要求水準書(案)について

・要求水準書(案)について、参考資料3に基づき学校教育部から説明を行った。

質疑・応答

- (委員) ワークスペースのデザインに関する小学校と中学校を変えるというの は何か意図があるか。
- (学校教育部) 現在本市内でオープンスクール形式の学校というのは小学校1校しか ない。つまり中学校でのオープンスクールの実績がないことから、中 学校という発達段階にオープンスクール形式が授業を実施する上でま ず適しているかどうかというあたりは、見極めるには資料が不足して いる。また、(仮称) 蒲生学園というのは実はもう一校の小学校が絡ん でいる。既存の蒲生小学校、蒲生第二小学校と蒲生南小学校、その3 校の卒業生が南中学校1校に進学するようになる。 つまり今回設計す るこの小中一体型の校舎には、蒲生南小学校は入らないで施設分離型 小中一貫校という形になる。そうなると蒲生南小学校の児童は既存の 学校で学んでいるので、オープンスクールを経験しない6年間を過ご して中学校に進学となる。そのときに、オープンで6年間やってきた 新しい蒲生小学校の卒業生と、クローズの教室でやってきた蒲生南小 学校の卒業生が一つになってオープン型の中学校の教室に入って、適 応だとか、今の時点では懸念されるところがあるので、クローズとし て使うことも、オープンとしても使うことも簡単に切替えができるよ うな、そんな施設の工夫をしていただきたいということで、ちょっと 小学校とニュアンスを変えて、書かせていただいている。
- (委員) 小学校はオープンスペースというか、ワークスペースと教室の間の壁 は造らないのか。
- (学校教育部) 移動式の壁は設けてもらう。現在ある小学校でもそのようにしている。 小学校は基本オープンでできるという実績があるので、基本オープン で考えている。中学校については、どちらでも行けるように可能性を 残しておく、余地を残した基準にしている。
- (委員) 事業者がコスト的なことを考えて、つけてもつけなくてもいいなら、 全部教室とワークスペースの間をやめるという判断もできると思うし、 逆にそういうふうに提案して、これでは劣る、低い評価になったら困 るなど、結構疑心暗鬼になる可能性もある。その辺は少し明確にした ほうがいいのかと思う反面、そもそもこういうものをどこまで要求す るのか、縛る必要があるのかというのも一方であると思う。だから、 我々はこういう要求水準というか、基本計画に携わる場合、あまりオ

ープン方式かどうかということよりも、例えばワークスペースと多目的スペースを、どのぐらいのものをつけるというのは結構はっきり提示するが、それをどういう形式にするとか、教室とどうつながっていくというのは、事業者なら結構そういう工夫で提案してくるということもあるので、そこが難しいのだと思う。ある学校では経験していないから、中学校では無理だと。一方で、最初はそうかもしれないが、そこで新しいオープンな環境で小学校を過ごした子供たちがそのまま中学校に上がれるような年になってきたら、当然中学校に入って急に閉鎖的になったなというのも変なので、かといって校舎はもっと長くもつ想定で、途中からオープンにするというのも変で、何かそこを考えないといけないのか。

- (学校教育部) 蒲生南小学校の卒業生はずっといるので、ずっとクローズで育ってきた子供は、何年かしたらいなくなるわけではない。
- (委員) その辺が微妙な感じで、小学校のコンセプトから中学校へ、せっかく 小中一貫と言っているのに、何かつながりが途切れてしまうのも変だ と思う。そういう空間で何をするのかということも重要だと思う。当 然小学校でも小中一貫の場合は小学校、中学校という区分けではなく て、段階的な小学校の高学年は少し教科担任制を入れるというところ もあり、6・3ではなくて、最近4・3・2とか3・3・3とか、5・ 4とか色々な仕組みができている中で、その辺をどう考えていくのか。 場合によっては、小学校でも高学年と低学年で教室の造り方のイメー ジを変えたり、成長段階で考えると、小学校だと低学年のほうがオー プンではなく安定した環境が欲しい。その代わり、だんだん上の学年 に上がっていくと学年の共同の学習ができてくるので、ややワークス ペース的な考えに持っていくというのもあるので、その辺をどういう ふうに考えていくのか。それをある程度事業者に任せるのか、ある程 度発注者のほうできちんと姿勢を示していくのかというのを考えてい くほうがよいと思う。
- (委員) オープン化にした場合、その辺の問題というのは実際にいっぱいある。 従前の教育の空間と新しく整備した空間のギャップができて難しい。
- (学校教育部) 蒲生南小という学校は既存のまま使って、進学してくる中学校がオー プンで新しい建物になるということが公平性、平等性という部分で考

えたときに若干の違和感があり、蒲生南小の保護者の方からもぜひ配慮して欲しいという意見もあるので、物理的な部分でのスペースということで配慮しなければいけないのが大きな一点であり、もう一点は、新しく小中一貫校というものを設置していくに当たり、現在の教育カリキュラムでいうところの総合的な学習の時間という形で、今日的な課題を子供たちが自分たちで課題を設定してとなったときに、学級という枠組みを外して中学校などは取り組んでいかなければならないと考えている。また、先ほどの話でなるほどと思ったが、その際にはICTの活用というものも、8メートル掛ける8メートルという、それが絶対的なスペースとして存在するよりも、フレキシブルに開けられるように状況になったほうが、そういったことに対する新たな学びのストレスをつくるという意味合いでも有効かと思う。ただ、中学校における入試教科の丁寧な指導とか、やっぱり静かな環境をというように思う部分もあるのではないかと考え、今回このような形での一部オープン式のイメージになっている。

(委員)

私は色々な学校の計画に関わっているのが、オープンに関してはむし ろ現場の不満もあるので、あまり以前流行ったような、オープンスク ールが登場した時のような壁がない学校というのは基本的には今はほ とんどやっていない。ある程度閉じられるようにするということが基 本になっている。むしろ重要なのは、どういうスペースが必要なのか、 何をするのかということで、今はやっぱり主体的な学習という部分、 教室の中でただ黙って聞いている授業ではなくて、調べ学習であると か、グループで打合せするとか、色々な授業形態がこれから出てくる 中で、教室と廊下だけということではなくて、もうちょっと多様な学 習スペースを用意していこうというのは今後求められると思う。それ は、むしろ低学年よりも、だんだん学年が上がるに従って、中学生と か小学校高学年のほうがそういうものが増えていくという意味では、 新しい学習空間、多様な学習空間というのは必要になってくる。オー プンかクローズかというのは、少人数教室のほうは見えるようにする とか、過配教員がある習熟度別学習のようなときには別に使える部屋 があって、そこはある程度視覚的には連続しなくてもいいとかという 判断がケース・バイ・ケースで出てくると思うので、空間をオープン

かどうかという話よりは、どういう学習空間が求められるかという視点のほうが重要になってくるのかなと思う。それは、むしろ中学校とかのほうがよりニーズが高いと思う。

- (学校教育部) 先ほどお話しいただいた4・3・2制というのは、本市としても推進していきたいと考えており、まさに川柳学園のほうは物理的にもその方向になっているので、いわゆる教室のワークスペースというようなもので、子供たちの学びへどれだけプラスになってくるのかというところについて、4年生まではクローズにして、そこから先は広げられる状況に変えていくというのはあり得ると、今のお話を伺っていて思った。
- (委員) 小中一貫校を整備して、そういう姿を目指していきたいのだということを、ぜひもっと書き込んでいただいたらいいと思う。まさに実施方針であるとか、要求水準の特に期待することとか、市が目指すものを、この施設を通して目指す教育の在り方ももっと発信していただくと、それこそ要求水準の中で今の可動式なのか、オープンにするかしないか、その背景にある理念というのが多分事業者に伝わるので、ぜひ事業者に対して発信していただくほうがいいと思う。

(4) 選定審査会のスケジュールについて

・選定審査会のスケジュールについて、資料3に基づき事務局から説明を行った。

質疑・応答

(委員) 4月下旬に提案書が提出されて、参加者を絞り込むことは想定しない のか。10者以上出てきたらさすがに絞らないといけないと思う。

(事務局) 4者程度が応募していただければ、それなりの審査ができると考えている。参加者数によっては、日程の変更が出てくる可能性があり、第3回審査会も1日で終わらず、2日必要になるとか、第4回の審査会についても2日必要になるのか、もしくはご意見のとおり、絞り込みの作業を行うのか、それについても今後議題の中でご審議いただきたいと考えている。

5 協議事項

- (1)評価の方法(案)について
 - ・評価の方法(案)について、資料4に基づき事務局から説明を行った。

質疑・応答

(委員) 事務局の提案は、1番目、評価の段階の設定方法について、「5段階」、

2番目、委員による評価の分担方法について、2の「全ての評価項目 について採点」する。

3番目、委員間での評価結果のばらつきの取扱い方法について、2の「個別評価方式」または3の「合議を取り入れた個別評価方式」。

4番目、評価結果の集計方法について、1の「点数の平均」。

5番目、提案書評価のための提案内容の要約資料作成について、2の「要約資料の追加」

6番目、提案書審査時点における企業名の取扱いについて、1の「匿 名審査」。

7番目、事業者のヒアリング方法の実施について、1の「プレゼンプ ラス、ヒアリング」、となっている。

(委員) 評価の段階設定については、4段階のほうがやりやすいと思う。点数 は複雑にしないで、等間隔にしなくても良い。

(委員) 委員間での評価結果のばらつきの取扱い方法について、各委員の意見 を持ち寄って、特に評価が分かれている部分に関しては少しじっくり 話をして、最終的にもう一回集計して出すという方向でいいと思う。

決定事項

・評価の方法(案)については、評価の段階の設定方法は「4段階」、委員間での評価結果のばらつきの取扱い方法については「合議を取り入れた個別評価方式」とし、確定とする。

(2) 落札者決定基準(案) について

・落札者決定基準(案)について、資料5に基づき事務局から説明を行った。

質疑・応答

(委員) 入札価格、予定価格を超えるということは想定内か。

(コンサル) その場合は失格となる。

- (委員) そうすると、最大で差が出たとして200点ぐらいの差が出てくる。 市としては、予定価格を守っていればいいという割り切りになれば、 安くしたかったら、最初から予定価格を下げる、ということか。
- (委員) 結構価格評価点で左右される可能性が高い。
- (学校教育部)加点項目審査の部分と価格評価点の割合は、今は単純に7:3としているけれども、価格に左右される影響を少なくしたいというのであれば、この加点項目審査を例えば800点満点で価格評価点のほうを200点満点のように設定することは十分に考えられる。
- (委員) 7:3というのはよくある数字ではあるが、これは効率性を重視しているし、市の姿勢を強く出すということであれば、場合によっては8:2ぐらいなら、市はちゃんと中身を見るのだなというメッセージになる。恐らく6:4というのはほとんどなく、給食センターは大体7:3ぐらいだと思うが、今回の場合安かろう、悪かろうではなくて、市内初の小中一貫校なので、中身で選ぶという姿勢を見せるには、ちょっと割合を上げたほうがいいと思う。
- (委員) 加点項目審査の評価基準で、4ページで入札参加者独自の提案に関する事項とあり、独自の提案という位置づけは何か。もともと小中一貫校としてのつながりが地域の貢献ということで、そういうことを狙って小中一貫校を設置するということなので、これは通常の要求事項だと思う。むしろ運営のしやすさに配慮した設計をし、維持管理をきちんとするというところがこの事業者に対して求めるところなのだと思う。逆に学校と地域とのつながりに貢献するための工夫の提案となると、むしろ運営側のことを求めているような記述にも取れるが、基本的にはそういう設計やメンテナンスの面でこういう点を理解してほしいという趣旨だと理解すればよいか。
- (学校教育部) そういった趣旨もあり、基本的に今回は設計部分で要求水準を決めているけれども、それ以上の室を設けてはいけないということにはなっていないので、小中一貫校としてこういったもの、こういった空間があればという独自提案を期待しているところもある。
- (委員) それは、設計業務に関する事項の施設内のゾーニング、諸室配置とい う項目とはまた別で要求水準に対しての評価なので、プラスアルファ で何か提案があれば、この独自提案のほうで評価していくことで理解

した。

(委員) 2つの学校で点数が違うというのは何か理由があるのか。例えば特別 教室は、蒲生は25点、川柳は15点。それは、特別教室が多いから か。

(学校教育部) 蒲生は小中一貫校で小学校、中学校のそれぞれ独立している部分があり、川柳は高学年棟の高学年が利用する小学校の特別教室という部分で、蒲生学園のほうは、レイアウトで工夫が随分できる可能性がある。一例を挙げると、図書室は随分小中が一貫となった場合には、先行の事例を見ると、工夫をしているように見受けられる。これはまさに蒲生学園のほうについて、小中一貫校としての特色を十分に出され、企業の事業者側のほうの考え方が色濃く出てくる部分なのかなという気はしている。一方、川柳学園のほうは、基本的に高学年の子供たちの図書室、新川柳中は今の南中の図書室をそのまま使う形で、その意味ではレイアウトについての工夫はあると思うが、小中一貫という視点から少し外れると思う。特別教室という部分は、いわゆる理科室等に着目すると、配置でもそれほどではないかもしれないが、図書室というのは非常に重要なファクターになってくると思う。多目的室も同様に考えている。

決定事項

・落札者決定基準(案)については、意見をいただいた点について検討、文言等を修正し、次回審査会にて引き続き協議する。

6 その他

・今後の審査会のスケジュールについて、事務局から説明を行った。

7 閉会

• 柳沢副会長